

教育機関用 ENC の優遇措置について

これまで、海上保安庁発行の ENC は、海事関係教育機関及び民間機関から教育機関用 ENC に対して割引による提供が要望されてきました。また、諸外国においても、多くの国・機関が優遇措置を実施しています。

このため、日本水路協会においても下記要領にて優遇措置を実施することとしましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象機関

優遇措置の対象は、船員育成を目的とした教育機関または各国認証機関から IMO モデルコース 1.27 の要件に準拠するとして海技教育訓練認証を受けたコースを実施する機関とします。

2. 優遇内容

- (1) 12ヶ月契約のみ対象とします。
- (2) 追加セルは保有セルの利用期間を超えない範囲で適用します。
- (3) ER 情報は Web からのダウンロードのみの提供とします。
- (4) 優遇価格の適用(具体的な内容は販売者にお尋ねください。)

3. 利用手続き

優遇措置の適用を希望する機関は、販売者に対し ENC 利用申込書と共に別紙誓約書機関の所属長が署名し提出します。優遇措置による ENC の利用手続きは販売者経由のみとし、継続利用の場合も新規利用と同様とします。

4. 外国機関作製 ENC の取扱い

外国機関作製の ENC については、以下のとおりとします。

- (1) マラッカ・シンガポール海峡 ENC は、3ヶ月間の無償利用とします。

5. 実施時期

対象機関への適用は、平成 25 年 1 月 24 日からとします。

誓約書

一般財団法人 日本水路協会
水路図誌事業本部長 殿

私は、優遇措置に基づいて提供された航海用電子海図(ENC)の使用にあたり、船員教育のみに使用することを誓約致します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

住所(又は所在地)

利用所属機関名

代表者名(学部長名等)

署名(自署)